

第7章 職業訓練・雇用の促進

1 障害者職業能力開発校

障害者が就職に必要な知識や専門的な技術、技能を習得することで、職業的に自立し、生活の安定と地位の向上を目指すための施設であり、国が設置し都道府県が運営するものです。

近隣の障害者職業能力開発校

名 称	所 在 地	電 話	FAX 番号
広島障害者職業能力開発校	広島市南区宇品東4丁目1-23	082-254-1766	082-254-1716
福岡障害者職業能力開発校	北九州市若松区蟹住1728-1	093-741-5431	093-741-1340

相談窓口

ハローワーク徳山 周南市大字徳山7510-8 (☎ 0834-31-1950)
(管轄区域一周南市(ハローワーク下松の管轄区域を除く。))

ハローワーク下松 下松市東柳1-6-1 (☎ 0833-41-0870)
(管轄区域一下松市・光市・周南市のうち熊毛地域)

2 職場適応訓練

職場適応訓練は、障害者の採用を希望する事業主が訓練終了後にその人を雇用することを前提に、県知事から委託を受けて行います。

(1) 訓練職種一障害者の能力に適した職種

(2) 訓練期間一通常6か月以内(重度の障害者等は1年以内)、
短期2週間以内(重度の障害者等は4週間以内)

(3) 手当の支給

○事業主 通常1人あたり月額24,000円(重度の障害者等25,000円)
短期1人あたり日額960円(重度の障害者等1,000円)

○訓練生 雇用保険を受けている方は、訓練終了日まで雇用保険の失業給付が支給されます。

(4) 相談窓口

ハローワーク徳山 周南市大字徳山7510-8 (☎ 0834-31-1950)
(管轄区域一周南市(ハローワーク下松の管轄区域を除く。))

ハローワーク下松 下松市東柳1-6-1 (☎ 0833-41-0870)
(管轄区域一下松市・光市・周南市のうち熊毛地域)

※心身障害者の雇用については、この他にも公的制度があります。
くわしくは、ハローワークへ相談ください。

3 山口障害者職業センター

P.12を確認ください。

4 障害者就業・生活支援センター

P.14を確認ください。